

「ゴルフツーリズム形成事業」委託業務に係る公募型プロポーザル募集 質問回答書

番号	質疑文書	質問事項	回答事項
1	<p>プロポーザル仕様書</p> <p>項目番号 4. (2)</p>	<p>計3回のモニターツアー（いずれも3泊4日）とあるが、これらにかかる費用負担範囲はどういった条件でしょうか。</p> <p>例：各国参加者の往復航空券、国内交通費、現地宿泊費、食事費用、ゴルフ費用、その他体験費用等すべて</p>	<p>モニターツアーに関して、「参加者（モニター）の選定にあたっては、委託者と相談のうえ」とさせていただいているのですが、主に県内在住の外国人を対象として想定しております。</p> <p>そのため、費用負担範囲につきましては、国内交通費、現地宿泊費、食事費、ゴルフ費、観光コンテンツ体験にかかる費用とお考え下さい。</p> <p>また、日数については「3泊4日を目安に」検討いただければと存じます。</p>
2	<p>プロポーザル仕様書</p> <p>項目番号 4. (3)</p>	<p>ツアーオペレーター、メディア、インフルエンサー招聘するファムを2回とありますが、これらにかかる費用負担範囲はどういった条件でしょうか。</p> <p>例：各国参加者の往復航空券、国内交通費、現地宿泊費、食事費用、ゴルフ費用、その他体験費用等すべて</p> <p>※コロナの影響で日本国内からの招聘となった場合、予算や内容が違ってきます。</p>	<p>ファムトリップに関する費用負担範囲は、参加者の往復航空券、国内交通費、現地宿泊費、食事費、ゴルフ費、観光コンテンツ体験費用となります。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、海外からの招聘が難しい場合は、国内から効果的と思われる参加者の招聘をご検討ください。</p>
3	<p>プロポーザル仕様書</p> <p>項目番号 6</p>	<p>委託者の指定する有識者の人件費60万円を差し引いた額（税込430万円）が上記モニターツアー/ファムトリップにかかる全ての費用、広報媒体（WEBサイト、パンフレット3000部）制作にかかる費用の補助限度額という認識で良いのでしょうか？</p> <p>（例えば合計で1500万円の経費が発生した場合、有識者人件費を含め490万円が限度額ということなのか）</p> <p>「観光庁の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 P7(1)に示された経費のみ対象とすること」とありますが、当該要綱には個別事業ごとに1/2以内が補助率となっております、</p>	<p>本事業について、補助事業ではなく委託事業となります。</p> <p>当方の指定する有識者の人件費60万円を差し引いた額（税込430万円）で、仕様書4（1）～（4）に示す業務を請け負っていただくこととなります。</p>

		これは当事業にそのまま適応されますか？ (例えば合計で800万円の経費が発生した場合、半額の400万円が補助額となるのか)	
4	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(1)-②	見積を作成するにあたり、有識者が選定されるゴルフ場の概算プレイフィー（1回あたり）をお教えてください。	商品プランの内容に応じて選定されるゴルフ場も変わると思われるため、一律でのプレイフィー算定は難しいです。今回ご提案いただく商品プランの中で使用を想定するゴルフ場のプレイフィーにより見積を作成ください。
5	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(2)	ゴルフに関心のあるオセアニアや欧州・東南アジア出身の外国人延べ12名(4名×3回)が選定出来ない場合、代替案は可能ですか？	モニターツアーに関しては、委託者が指定する再委託事業者のネットワークにより、主に県内在住外国人を対象として抽出・選定は可能と考えております。
6	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(2)	モニターツアー3回実施のうち1回は「ノンゴルファーを若干名混在させた構成」とありますが、ゴルフ実施日におけるノンゴルファーの行程はどのように想定されていますか？	ゴルフ実施日において、ノンゴルファーの方には周辺の観光コンテンツを体験していただく想定です。
7	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(3)	ファミトリップの参加人数、日程等、その内容はどのように想定されていますか？また、参加者はゴルフを行う必要がありますか？	ファミトリップに関して、参加人数、日程の指定はありませんので、商品プランの周知に効果的と思われる条件をご検討ください。また、内容については策定した商品プランを踏まえて催行ください。参加者にはゴルフプレーをしていただく想定です。
8	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(3)	ゴルフツアーオペレーター、メディア、インフルエンサーはどのような方を想定されていますか？	主に、ゴルフツアー専門の旅行会社やゴルフ関係メディア等を想定していますが、それ以外にも効果的な参加者が考えられる場合はご提案ください。

9	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(4)-③	商品プランを紹介するWEBサイトは、すでにある弊社の海外向けサイトへ掲載することでもよろしいでしょうか？また、ひょうご観光本部様のサイトからアクセス出来ることを想定されていますか？	複雑な構成のサイトは想定していませんが、ひょうご観光本部独自のWEBサイトの製作をお願いすることになります。なお、同情報を受託事業者のサイトに掲載いただくことについては、別途ひょうご観光本部と協議の上、決定したいと考えております。
10	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(4)-④	カメラマンによる撮影を求めています、対象ゴルフ場及び観光コンテンツの著作権・肖像権の問題がある場合、各施設から提供を受けた販促用の画像を利用することでもよろしいでしょうか？	権利者と事前に交渉し、著作権・肖像権の問題をクリアした上でターゲット層にアピールする画像を撮影してください。その際、発注者が指定する再委託事業者のネットワークにより、調整はスムーズに進むと考えています。また、ゴルフ場、観光施設側から提供を受けたもので目的に足ると判断される場合は、委託者と相談の上、そちらを使用いただいても問題ありません。
11	プロポーザル仕様書 項目番号 4-(4)-①	タリフやパンフレットに掲載する問い合わせ窓口はどちらになりますか？	本事業で策定したプランの販売方法については、今後、発注者及び発注者が指定する再委託事業者と協議の上で決定することとなります。問合せ先窓口もその際に決定します。
12	プロポーザル仕様書	コンサルティング業務を再委託する有識者に対して支払う予定の委託料の中に、応募様式第5号にある「5業務実施スケジュール」の表中に記載された①旅行商品検討会(3回)、②コンテンツ選定、③コンサルタントによる現地視察等の経費が含まれていますか？	有識者への委託料については、①旅行商品検討会(3回)、②コンテンツ選定、③コンサルタントによる現地視察の経費を含みます。